

仕 様 書

1. 業務名
クレジットカード方式による料金の決済業務
2. 業務期間
契約締結日から令和8年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同じ条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
3. 業務の内容
本業務は、業務受注者（以下「受注者」という。）が和歌山県（以下「発注者」という。）又は発注者が指定する庁内各課を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、発注者の指定する業者（以下「指定事業者」という。）から発注者に対する料金が発生した都度、発注者に代わり、指定事業者の定める期限までにクレジットカード方式により決済（以下「カード決済」という。）することとする。
また、受注者は、指定事業者に代わり、クレジットカード決済の金額を発注者に請求を行うものとする。
なお、発注者は、口座振込により支払うこととする。
4. 法人会員名義
和歌山県知事
5. クレジットカードブランド
Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club のいずれかに限る。
6. クレジットカード利用枚数
3枚
7. 年会費及び発行手数料（再発行を含む。）
無料とする。
8. クレジットカードの発行に係る条件
受注者は、発注者からのクレジットカードの発行の適正な申込みを受理した日から起算し20日以内にクレジットカードの発行及び引渡しを行うこと。
9. クレジットカード支払方法
1回払いのみ。
10. クレジットカード利用可能枠（与信枠）
1枚当たり50万円

11. 請求方法

- (1) クレジットカード使用后、指定事業者からの売上票が届き次第速やかに請求に係る事務を処理し、クレジットカード使用月の1日から当該月の末日までで締め、請求書を翌月20日までに到達するよう発注者あて送付すること。
- (2) 振込による支払期限は、クレジットカード使用月の翌々月10日までの間で、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (3) 請求は、クレジットカード1枚ごとに異なる請求書により行うこと。

12. 請求先

1	和歌山県 脱炭素政策課	〒640-8585	和歌山市小松原通一丁目1番地
2	和歌山県 商工企画課	〒640-8585	和歌山市小松原通一丁目1番地
3	和歌山県 成長産業推進課	〒640-8585	和歌山市小松原通一丁目1番地

13. 指定事業者

岩谷瓦斯株式会社

14. 支払実績

脱炭素政策課	令和6年10月～令和6年12月（3か月間）	42,982円（税込）
商工企画課	令和6年10月～令和6年12月（3か月間）	65,223円（税込）
成長産業推進課	令和6年10月～令和6年12月（3か月間）	75,750円（税込）
合計		183,955円（税込）

15. 留意事項

- (1) 発注者は、クレジットカードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料は支払わない。
- (2) 指定事業者以外へのクレジットカード使用は不可にできる仕様であること。
- (3) キャッシング・ポイント機能を付与しなしこと。

16. 事情変更

発注者及び受注者は、本契約の締結後、業務の都合、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議の上、本契約内容を変更することができる。

17. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、協議の上、対応方法等について決定するものとする。